

国立大学法人小樽商科大学の契約に係る取引停止等の措置要項

(平成18年10月20日制定)

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）が行う建設工事（測量業務並びに建設工事に関する設計及び調査の委託業務を含む。）並びに売買、貸借、請負その他の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業者 文部科学省が定める建設工事の一般競争参加資格者名簿に登録された者、国立大学法人小樽商科大学の物品の製造等に係る競争参加資格審査事務取扱細則（平成17年3月31日制定）第6条第1項に規定する者及びその他の者をいう。
- (2) 取引停止 一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。
- (3) 契約担当役 国立大学法人小樽商科大学会計規程（平成16年4月1日制定）第5条第1項第1号に規定する契約担当役をいう。

(取引停止)

第3条 契約担当役は、業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの要項に定めるところにより期間を定め、当該業者について取引停止を行うものとする。

2 取引停止の対象とする事案は、次のいずれかに該当する事案とする。

- (1) 本学が発注する契約に係る業者が別表各号の措置要件に該当することとなる場合
- (2) 本学が発注する契約の相手方となる可能性を有する業者が別表各号の措置要件に該当することとなる場合
- (3) 前2号のほか、契約担当役が特に必要と認める場合

3 別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。

(下請負人に関する取引停止)

第4条 契約担当役は、前条第1項及び第2項の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該取引停止をされる業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

第5条 契約担当役は、第3条第1項及び第2項の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

- 2 契約担当役は、第3条第1項及び第2項又は前条若しくは前項の規定による取引停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

(取引停止の期間の特例)

第6条 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の取引停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第2号まで又は第3号から第6号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第2号まで又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

- 3 契約担当役は、業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができるものとする。

- 4 契約担当役は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24月を超える場合は24月）まで延長することができるものとする。

- 5 契約担当役は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

- 6 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

- 7 契約担当役は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例)

第7条 契約担当役は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の1に該当することとなった場合（第6条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を取引停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は本学の役員又は職員（以下この条中において「役職員」という。）が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号

イ、第4号又は第6号に該当したとき

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- (2) 別表第2第3号から第6号までに該当する業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- (3) 別表第2第3号又は第6号に該当する業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。（前2号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第6号に該当する業者に悪質な事由があるとき。（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加算した期間

- (5) 役職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたときで、当該役職員又は他の公共機関の職員の容疑に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する業者に悪質な事由があるとき。（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加算した期間

（取引停止の通知）

第8条 契約担当役は、第3条第1項及び第2項又は第4条若しくは第5条各項の規定により取引停止を行い、第6条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、第2号又は第3号により通知するものとする。

（指名等の取消し）

第9条 契約担当役は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

（下請等の禁止）

第10条 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は工事契約の完成保証人となることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請し、又は工事契約の完成保証人となっている場合は、この限りではないものとする。

（取引停止に至らない事由に関する措置）

第11条 契約担当役は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(雑則)

第 12 条 この要項に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	取引停止期間
(虚偽記載) 1 本学発注の契約に係る一般競争、指名競争又は随意契約において、必要として求めた調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
(過失による粗雑な契約の履行) 2 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。) 3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内
(契約違反) 8 第2号に掲げる場合のほか、本学発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内
(落札決定後の契約辞退) 9 本学発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札の決定後に契約締結を辞退したとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

別表第2

贈賄等不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	取引停止期間
(贈賄) 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） ロ 業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。） 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人 (独占禁止法違反行為) 3 次のイ又はロに掲げる契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。（第6号に掲げる場合を除く。） イ 本学発注の契約 ロ 他の公共機関発注の契約 (競売入札妨害又は談合) 4 本学発注の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第6号に掲げる場合を除く。） イ 代表役員等 ロ 一般役員等又は使用人 5 他の公共機関の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕	逮捕又は公訴を知った日から 4月以上12月以内 3月以上9月以内 2月以上6月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内 当該認定をした日から 3月以上9月以内 2月以上9月以内 逮捕又は公訴を知った日から 4月以上12月以内 3月以上12月以内 逮捕又は公訴を知った日から

を経ないで公訴を提起されたとき。（第6号に掲げる場合を除く。） イ 代表役員等 ロ 一般役員等又は使用人 （重大な独占禁止法違反行為等） 6 本学又は文部科学省関係機関の契約に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき。（当該契約に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける者が含まれる場合に限る。） イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。（代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。） ロ 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （建設業法違反行為） 7 次のイ又はロに掲げる契約に関し、業者が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 ロ 他の公共機関発注の契約 （不正又は不誠実な行為） 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （その他） 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3月以上12月以内 2月以上12月以内 刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内 当該認定をした日から 2月以上9月以内 1月以上9月以内 当該認定をした日から1月以上9月以内 当該認定をした日から1月以上9月以内
--	--

年 月 日

契約担当役 国立大学法人小樽商科大学
事務局 長 印

取引停止通知書

この度、貴社を下記のとおり、本学の契約について取引をしないこととしましたので通知します。

記

1. 取引停止の期間

2. 取引停止理由

以上

年 月 日

契約担当役 国立大学法人小樽商科大学
事務局 長 印

取引停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付けをもって貴社の取引停止を行った旨通知したところですが、この度、下記のとおり当該取引停止の期間を変更しましたので通知します。

記

1. 変更後の取引停止の期間

2. 期間変更の理由

以上

別紙様式第3号

年 月 日

契約担当役 国立大学法人小樽商科大学
事務局 長 印

取引停止解除通知書

先に、 年 月 日付けをもって貴社の取引停止を行った旨通知したところですが、この度、当該取引停止を解除しましたので通知します。